

地域社会における薬物事犯者の再犯防止支援

～HOPE を参考に～

研究代表者

特定非営利活動法人アジア太平洋地域アディクション研究所
尾田真言

共同研究者

国士舘大学法学部
森村たまき
三重ダルク
市川岳人
日本ダルク
近藤恒夫

特定非営利活動法人アジア太平洋地域
アディクション研究所 志立玲子
特定非営利活動法人アジア太平洋地域
アディクション研究所 古藤吾郎

1. はじめに

薬物依存症者には病識がないことが多く、さらには真の自分自身の姿から目をそらし現実を否認するという特徴があるので、自発的に回復プログラムへ参加することはなかなか期待できない。わが国では、覚醒剤自己使用事犯者に対しては懲役刑を科すことしかできないが、懲役は薬物依存症の治療をすることが目的で科せられるものではない。また、執行猶予判決後あるいは出所後に薬物依存症治療をすればよいという指摘もあるが、自由の身になってしまうと治療・回復プログラムへの参加を義務づけることができなくなる。

平成 25 年度の覚せい剤取締法違反の再犯率は 63.2%¹であり、うち 95%が非営利事犯、すなわち自己使用等事犯であり、わが国で最も再犯率の高い犯罪となっている。

覚醒剤の自己使用が覚せい剤取締法で厳しく規制されている理由は、社会に害悪をもたらす覚醒

剤が乱用されないようにするためであるが、ひとたび薬物依存症になってしまうと、使わないようにしようという意志の力だけでは覚醒剤使用が制御できなくなるので、ただ懲役刑を科すだけでは規制薬物の使用を抑止できないことが多い。薬物依存症治療の必要な人に治療を義務付けることができないことが現行法上の最大の問題点である。

特に初犯の薬物自己使用等事犯者の 9 割以上に保護観察の付かない単純執行猶予付判決²が言い渡されており、初犯者の再乱用防止に向けたプログラムの義務付けはほとんどなされていない現状である³。

薬物自己使用等事犯者対策として求められるのは、すべての人に同じプログラムを課すことではなく、薬物依存症治療の必要な人を選別したうえで、本当に治療や回復プログラムの必要な人に対してだけ資料や回復プログラムを義務づける制度の導入である。

こうした観点から、地域社会において初犯の逮捕時から介入できるプログラムとして参考にすべきだと筆者らが考えたのが、2004年にスティーヴン・アルム判事(Judge Steven Alm)が米国ハワイ州第1巡回裁判所で創設したHOPE (Hawaii's Opportunity Probation with Enforcement=ハワイ州機会的強制的保護観察)と呼ばれる裁判官主導の保護観察制度である。本稿は、HOPEの現地調査で得た知見を参考にした施策を日本でも実施できるようにするための方法を検討するものである。

一方で、わが国の規制薬物の生涯経験率が、欧米諸国と比較して非常に低い水準となっている⁴ことのひとつの理由として、規制薬物の使用行為それ自体が犯罪化されている(大麻は除く)という諸外国であまり例を見ない厳正な法規制が功を奏しているとも考えられることから、規制薬物の使用罪を非犯罪化して、刑事司法手続から外して、治療・回復支援側機関に任せるといった安易な方策を採ってはならないものとする。

アメリカをはじめとする多くの国における薬物自己使用等犯罪は、規制薬物を所持していれば所持罪という犯罪になるが、規制薬物の使用罪の規定がない場合には、使用したことが判明しても新たな犯罪として検挙することができない。そのため尿検査で陽性反応が出たということは、規制薬物がやめられない事実を示すものであって、より密度の高いプログラムを義務づける根拠とはなっても、新たに犯罪を行ったということで逮捕することができないので、そのままプログラムを継続させることができる。

わが国では大麻以外の規制薬物は使用しただけで犯罪となるので、保護観察中に陽性反応が出ると、現在の実務では新たに検挙され、懲役刑を科せられることになるため、保護観察を継続することができなくなる。

2. HOPEの検討⁵

(1) HOPEが創設された背景

アルム判事は、1985年からホノルル市副検事、ハワイ州連邦検事を歴任し、2001年5月14日にハワイ州第1巡回裁判所刑事部判事に就任した。判事となった後、保護観察対象者が遵守事項違反を何度も繰り返しているのに何の罰も与えられず放置されていたのに、それが10回目とか20回目になったときに突然、保護観察を取り消して刑務所に長期間服役させるという従来のやり方が、いかに薬物自己使用等犯罪に対する抑止力となっていないかと憤り、保護観察制度の大改正を行うべく、HOPEという新しい制度を創設した。HOPEでは、遵守事項違反があると直ちに逮捕され、数日間と言った非常に短期間、拘置所への拘禁という制裁が課せられる。アルム判事は子育てのたとえで保護観察の遵守事項について語った。すなわち、子どもが良くない行いをした時に何もせずずっと後になってそれを叱ったとしても、なんら抑止力とはならないだろう。悪いことをしたら、即座にしからないと、それが良くない行為であるということが伝わらないと説明する。

(2) HOPEの手続

HOPEでは保護観察対象者に抜き打ちで尿検査を受けさせ、「失敗したら、短期間の拘置所⁶収容」という威嚇力を用いて非常に有効な成果をあげている。HOPEは尿検査を、規制薬物使用の抑止力とするだけではなく、手厚い回復プログラムの必要な保護観察対象者をピックアップするツールにもしている。

保護観察対象者はプログラム開始時に裁判官から口頭と書面で、「1回でも薬物検査で陽性反応が出たり、薬物検査に欠席したり、保護観察官との面接の約束に欠席したら、即、数日間の拘置所拘禁に処せられる」というはっきりした警告を受け

る。その後、警告された行為を行ったら、即座に逮捕され、数日間拘置所に収監される。薬物依存症からの回復プログラムへ参加するのは、薬物再使用を繰り返して裁判官から入寮等のプログラム参加を命ぜられた者と、自ら回復プログラムへの参加を希望した者に限られる。

この点、刑事司法制度に薬物依存症回復プログラムを導入して、参加者全員に最低1年以上回復プログラムへの参加を義務づけているドラッグ・コート⁷とは異なっている。ドラッグ・コートでは裁判官が親代わりになって対象者の回復に寄り添い、見守るというスタンスを取るのに対し、HOPEでは対象者に警告し、あとは本人にまかせて何かあった時だけ被告人と再会する。つまり、HOPEに送られてきた対象者が、その後はきちんと尿検査を受け、陰性反応を出し続け、その他の遵守事項を守り続けている限りは、HOPEコートの裁判官と会うのは、保護観察が終了する時だけということになる。ドラッグ・コートのように、毎月数回定期的に法廷に出頭して裁判官のヒアリングを受けてプログラムの進捗状況を報告することもない。

クライアントは平日の毎朝4時以降に、HOPEホットラインに電話しなければならない。電話は自動応答システムで、参加者全員にあらかじめ9種類のいずれかの色が割り当てられていて、その色の中からその日に尿検査を受ける色が告げられるので、その日の午後2時までには保護観察所に出頭しなければならない。つまり、検査当日の朝4時までその日の検査の有無は本人にわからないため検査日を逆算して薬物をコントロールして使用することはできない。また2日連続して検査が命ぜられることもある。なお、定職に就いている者の仕事と両立するよう、薬物検査は裁判所で朝6時半から行われている。

保護観察開始後2カ月は、最低週1回は、抜き

打ちで出頭を命ぜられた日に出頭して薬物検査を受けることが義務づけられている。保護観察の遵守事項を守り、薬物検査の陰性結果が続くと、検査回数が少なくなっていく。陽性結果が出たり、あるいは保護観察官との面接に欠席したりすると、保護観察官が裁判官に簡易に記入できる形式の報告書をファックスで送るだけで、その後数日以内に開かれるHOPEコートの裁判手続によって制裁が課せられるようになっている。

HOPEのクライアント中、最初の1年間に薬物検査で陽性となる者は39%にすぎず、3回以上薬物検査で陽性反応が出る者は10%しかいない。このため3回以上陽性反応が出た者は明らかに集中的な治療サービスを必要としていることを自ら証明したことになる。このことは薬物依存に対する否認を解くことにも効果がある。拘置所で短期間の拘禁を3回体験した者は、薬物使用を自分でコントロールできなくなっていると認めるほかなくなるからである。HOPEのクライアントの中で義務付けられた治療を受ける者はごく一部であるため、彼らには通所型の断薬カウンセリングではなく、集中的な入所型治療を受けさせることが可能となる。コストのかかる臨床診断でなく、クライアント自らの行動をチェックするだけで治療の必要な者を選別でき、限られた治療リソースの経済的な配分が可能となる。

アメリカの刑事施設収容者約230万人中、190万人が薬物関連事犯者であり、その64.5%の123万人が、薬物あるいはアルコール依存症の診断がつくと言われているアメリカにおいて⁸、HOPEは単に薬物所持犯罪1罪ではなく、財産犯や性犯罪との併合罪で保護観察となっている対象者も多い。被害者のいる犯罪の加害者に対しては、被害弁償をさせることもHOPEの遵守事項の一つとなっていて、被害者救済に役立っている。筆者らが傍聴したほとんどのケースで、判事は被害弁償の

進捗状況について対象者に質問していた。

(3) HOPE とドラッグ・コートの相違

インタビューをした時点でアルム判事は HOPE の裁判官を 8 年間やっており、うち最近の 2 年半はドラッグ・コート判事も兼任している。

ドラッグ・コートはフロリダ州マイアミで 25 年前に始まった。その背景にはマイアミが全米のコカインの中継地点になってしまい、非常にコカイン使用が多くなったことが挙げられる。ドラッグ・コート創設前の選択肢は、保護観察か刑務所に行くかの二者択一であった。薬物依存者に対処するには不十分なものだった。そこでドラッグ・コート制度を創設して、週に 1 度裁判官に会って、トリートメント、カウンセラーやソーシャルワーカーが社会資源を紹介するようになった。

当初はドラッグ・コートの受け入れ基準が非常に厳しく、重篤な症例を抱えたクライアントほど受け入れることができず、処遇の簡単な者ほど受け入れることができるという矛盾した対応だった。

たとえば売人や暴力犯罪歴がある人はドラッグ・コートで受け入れることができなかったが、保護観察の適用にはなっていた。

一番問題を抱えた人たちに関心を集中するべきだったのに、初犯者に限ってドラッグ・コートに入れていたのは意味がなかったのではないかと。

今では、ハワイのドラッグ・コートに入れる典型的な事例は、しばらく保護観察が付されていて、それに失敗した者が中心になっている。保護観察でなんとかなる人はそこにいるべきだからだ。そこで、保護観察中に失敗して何年間か刑務所に服役させることになるような人を、ドラッグ・コートに入れるようにした。

司法制度が薬物自己使用等事犯者に提供できる最高のシステムがドラッグ・コートである。一番重い人がそこにいくべきである。ドラッグ・コ

ートにはトリートメントカウンセラー、ケースマネージャーがいる。裁判所に行くのに、バスに乗る無料チケットがもらえる。住宅費の補助などもしてもらえる。

月曜日の朝ドラッグ・コートに来る人は毎月曜日の朝に来てもらうことになっている。

それから就職が大切な役割を持っている。仕事について確認され後は、2 週間に一度出廷すれば良いことになる。

法廷でアルム判事は、「就職はできたか、仕事できた場合には仕事はどうなっているのか、探している場合にはどういう状況か」ということを聞くようにしていた。なぜなら仕事は自尊心を高め、裁判所費用や損害賠償費用を稼ぐことができ、仕事をして忙しくなることで薬物問題から遠ざかることもできるからである。

薬物事犯者に対する期待の度合いを高くすれば、多くの人はその期待に応えようと努力する。

ドラッグ・コートのケースマネージャーは仕事のないドラッグ・コート参加者のために就職先を探している。

ドラッグ・コートのオフィスでは、毎週 3 回、朝 8 時半に職のない人がそのオフィスに出頭を命ぜられている。その人たちはケースマネージャーと面会しなければならない。まず彼らは履歴書がちゃんと書きあがっていることを確認され、今日はどこに就職を探しに行くのか尋ねられる。

また、最近の就職で履歴書を紙で提出することがなくなってきたので、コンピューターでの就職の支援もしている。申し込みや、E メールアドレスの取得も手伝っている。

筆者らが 2013 年 8 月 5 日(月)の午前 8 時半からハワイ州第 1 巡回裁判所のアルム判事の法廷で傍聴したのは、ドラッグ・コートに参加しはじめたばかりの人たちだった。毎週月曜日の朝に来なければならない人たちである。彼らはまた、週に 3

回就職援助システムの方に来なければならない人であった。就職して最初の給料をもらったならば、もう週3回の就職サポートにも出席しなくてよくなる。いったんどんな職でも良いから就職すれば、別の仕事に就くのももっと簡単になる。

ドラッグ・コートは最もお金がかかって、最も集中的なシステムであるそのため、最も必要な人に最も大きなケアが行くようになることは非常に合理的である。

ハワイ州第1巡回裁判所のドラッグ・コートは他州の典型的なドラッグ・コートとは違ったものだった。ほとんどの典型的なドラッグ・コートは、連邦の資金援助を受けて始まった最初の3年間は、初犯者で、暴力犯罪歴がなく、かつ売人ではない、人たちだけを集めている。一旦そういうクライアント、楽なクライアントを相手に始めてしまうと、変えようともしないのが通例である。ドラッグ・コートは通常、参加者が50人から100人の規模で行われている。そして参加者のほとんどがローリスクの簡単な楽なケースを対処している。アルム判事は簡単で楽なケースを対象とすることにはあまり意味がないと考えているので、逆にハイリスク群を対象にドラッグ・コートを使っている。

運営にかかるコストは、普通の保護観察は年間1000ドル、HOPEは1500ドルかかる。一方、ドラッグ・コートは6300ドル、ハワイの連邦刑務所は、4万6000ドルかかる。そのため、適切な人たちをドラッグ・コートに分配するという点は適切な経済的な資源配分という点では非常に効率的である。

2008年には52人の対象者しかドラッグ・コートにいまかったが、その他の選択肢としては、普通の保護観察しかなかった。ドラッグ・コートは普通の保護観察よりも大変そうだったので、皆行きたがらなかった。しかしHOPEの保護観察が非常に上手くいくようになったので、その中で取り

扱うのが難しい人たちだけがドラッグ・コートに送られるようになった。

(4) HOPE 創設以前の保護観察の問題点

アルム判事はハワイ州第1巡回裁判所で8000人の重罪保護観察の人たちを取り扱おうと計画していたが、2013年8月の時点ではHOPEコートで2000人、ドラッグ・コートで180人を扱っていた。ドラッグ・コートの180人というのは、本来ならば刑務所に行くようなハイリスク群の対象者である。

アルム判事は2004年に、判事に指名されて、それ以来HOPEの裁判を担当しているが、最初の1週間から、保護観察制度が上手くいっていないということに気付いた。当初は50人のケースをドラッグ・コートで担当していたが、30パーセントは、州の刑務所で受刑するように実刑判決を言い渡された人たちで、残りの70パーセントが保護観察で地域社会に残っていた。そしてほとんどの保護観察官たちが1人で150件ものケースを抱えていた。HOPEが始まる前までの間は、遵守事項違反をした人にどういう対応をしたら良いのか対応ができておらず、2つの選択肢しかなかった。

すなわち、当時は遵守事項違反をすると、5~10年刑務所で受刑することになるか、あるいは、彼らと向き合って話し合っ、励まして、規制薬物の乱用をしないように話すかというどちらかの選択しかなかった。

2回目の違反でアルム判事のところに送られてくると、保護観察官は、この人を刑務所に送ってください、と言った。しかし、そんなことをする必要はないとアルム判事は考えていた。なぜならたくさんの遵守事項違反が起こっていたのに、保護観察官が軽いケースばかりを裁判官の方に送ってきていて、たくさん違反する対象者の行為を放置していたからだった。

10回とか20回というように違反が累積したところで、裁判官のところへ送って、刑務所へ送ってください、と言ってくるのがHOPE以前の保護観察であった。

最初の判決の時に、何年の保護観察で、どういう頻度で保護観察官に会って、被害賠償はいくらしてもらおうということを命ずるのが、従来の保護観察であったが、命ずるだけで強制力がなかった。

こういうことをしなさいという約束は定めるが、違反したときにすぐにそれに対応する手段が何もなく放置されていた。だめになってから、刑務所に行ってください、と言ってアルム判事のところへ送られて来るといのが、アルム判事以前の保護観察だった。

保護観察中の人たちは、たいした処分ではない、違反してもいい、と違反を重ねていき、まだ何も罰が課せられないまま、10回、20回と違反を重ねたところで、急に刑務所で服役することになってしまっていた。従来の保護観察は対応が遅く、確実ではなく、とってつけたようなもので、本当に失敗したときの罰は非常に重いものだった。

一回の失敗に必ず刑務所への収容が伴うという罰がついているとなったならば、皆真剣に考えて違反しなくなるだろうとアルム判事は考えた。

(5) アメリカの保護観察の現状

500万人の人たちが全米で保護観察、あるいは仮釈放中であり、多くの人たちが保護観察中に違反して刑務所に送られている。こういう問題はどこの州も抱えている。

現在全米40か所でHOPE類似のものがなされている。アメリカ司法省が、HOPEと全く同じものを、テキサス州、アーカンソー州、マサチューセッツ州、オレゴン州に取り入れた。つまり、全く地理的にも文化的にも違う地域でもHOPEは実施されている。

(6) HOPE から得られる知見

HOPEによって明らかになったことは、薬物依存の回復プログラムに行かなくてもやめられる人たちがほとんどである、ということである。

これはとても良いことである。なぜなら、アメリカには非常に良い治療施設があるが、薬物依存症者数があまりにも大量なので、そこに行かなくてもやめられる人たちがいるというのは非常にのぞましい。

1回でも尿検査で陽性が出たり、保護観察官との約束をすっぽかしたりしたら、そのたびに拘置所に行くのだということがわかっているならば、多くのひとたちは規制薬物の使用を止められる。

また、治療プログラムを実施する側もHOPEの制度を非常に気に入っている。なぜなら、HOPEから施設に送る対象者は、ひとりではやめられないということがはっきりした人たち、あるいは、やめようとする気持ちはあるが、ひとりではやめられないことがわかって、止めるためのモチベーションが高い人たち、プログラムを受ける必要が高い人たちが来るからである。そのため、何から何まで全部施設側がやらなくていいことになる。

HOPEコートでは、自分に問題があると認めて逃げないという人たちに対して称賛する姿勢で臨んでいる。もし陽性が出たらその場で逮捕、それで2・3日後にはHOPEコートの判事による聴聞がある。もしその場で規制薬物の使用を認めたら、その場ですぐに拘置所に数日間拘禁される。しかし、本人が「私は使っていない」と言った場合には、本土の薬物検査場に送って正式な鑑定を実施し、そこでも陽性反応が出た場合には、その場で規制薬物の使用を自認していた場合よりも5倍の長さの拘置所への収容という罰が課せられる。

このようなやり方で、対象者に責任の持ち方を教えている。自分で認めたなら3日の拘禁で済むが、使っていないとウソをついてそれがウソだとわ

かったら 15 日間拘禁される。

一番いけないのは、その尿検査に来ないことで、その場合にはたちどころに逮捕状に基づいて逮捕し、その日から 30 日間拘置所に入ってもらふことになる。ここでは何よりも正直になることが求められている。

これまで陽性反応に対して参加者がから「私はやっていない」という異議が出されたのはわずかに 15 回くらいしかなかった。

(7) HOPE についての質疑応答(アルム判事)

質問 1 他にも HOPE の判事がいるそうだが、どのようなわりふりをしているのか。

答 1 保護観察対象者がオアフ島だけで 8000 人いて、アルム判事はそのうちの 2000 人を見ている。この建物の中に HOPE 判事はアルム判事とトレーダー判事の 2 人だけだ。性犯罪者については全員 HOPE コートで担当していて、普通の保護観察にはいない。

質問 2 HOPE の規則があって、違反したらタイムリーに対応して、というのは日本でも軽度の知的障害の人のプログラムとしても使用されているが、そのやり方は効果的であるということを予め知っていて取り入れたのですか。

答 2 そういう知識があって始めたわけではないのだけれども、子育てなんかでも同じだ。

ラッグ・コートに失敗すると、通常の保護観察に戻るようになっていたのだけど、それは全く意味を為さない。

質問 3 ドラッグ・コートや HOPE コートで対応しきれなくなった対象者はどうなるのか。

答 3 今までのドラッグ・コートだと、失敗すると、普通の保護観察が付されて、保護観察中に行ってまた別の犯罪を起こしてしまうと、別の罪を

背負ってまた戻ってきて、そんなことをやっても何もならなかった。今は、ドラッグ・コートで失敗すれば必ず刑務所に行くことになる。また、今までは別々にやっていたが、今では HOPE で失敗したらドラッグ・コートに行くことになる。

(8) HOPE についての質疑応答 (トレーダー判事)

質問 1 判事や保護観察官からの促しで HOPE に来るとのことだが、それを断ることができるのか。HOPE に来る必要はない、自分で薬物をやめられると対象者が言った場合にはどうするのか。

答 1 対象者に選択権はない。判事が決めることができる。というのも、結局、HOPE コートに行かないと基本的にはそれまでにいろいろな悪いことをしているので、拘置所や刑務所に行くことがわかっているの、HOPE に行くことになる。

結局、HOPE の方が仕事とか雇用主や裁判官がモニターするので、そちらの方が、彼らがどうするのか、被告がどういう風に回復していくか、というのを監督できるので、HOPE もメリットがある。それでも HOPE でも、どうしても失敗する人がいて、今日 Mr.ターナーとって 5 年の実刑を受けた人がいたように、それでも行かなくなる人がいるのだけれども、うまくいかなかったときには、HOPE ウォーニング・ヒアリングという警告のためのヒアリングをやったりもするし、ただそれでも、アルム判事と調整して、違反が 3 回あったりすれば実刑になる。今日も A 氏がそういう風になったけれど、彼が異議を唱えなかったのは、散々やりとりをしてきて彼もわかっていたからだ。

質問 2 ドラッグ・コートに行きたい人はドラッグ・コートに入れるのか。

答 2 そういうこともある。ドラッグ・コートの方が、費用がかかるので、ドラッグ・コート適格

者は慎重に選んでいる。したがってほとんどの場合希望は通らない。

質問3 今まで遵守事項違反なしに頑張ってきた対象者が違反してしまった時にはどう対処するのか。

答3 誰でも間違いがあることは認めている。例えば今日も1人、2年間よくやっていた人がいた。でも彼は寝過ごしてしまって、いろいろな人が私に言い訳を言ってきた。私は今日の人は信じた。なぜなら彼は今までちゃんとやってきたからだ。彼は拘置所に入れられたが、今頃はもう出ているだろう。ほんの数時間だけ拘束しただけで済んだはずだ。毎日面倒くさいと思うけれども、良くやっていたら、それはちゃんと考慮される。ほとんどの対象者と判事たちは会ってきていない。普通は保護観察官との遵守事項に違反しないからだ。仕事もしているし、ちゃんと裁判費用も払っている。逆に判事たちが会っている人たちというのは、結局ちょっとした間違いなどを起こした人だけになる。

質問4 弁護士や検察と話し合いを事前にしたりするのか。

答4 玉には打合せをすることもあるが、私は皆の役割をわかっているので、皆などのようなことを話すかわかっている。

質問5 回復のプログラムをするかなどは誰が決めるのか。

答5 裁判官の私が決めている。弁護士や保護観察官から私にこういう風にしてくださいという推薦がきて、私が判断を決めている。

質問6 裁判費用の負担は誰がいくらするのか。

答6 裁判費用はそれぞれによって異なるが、犯罪によって、被害者のために払うようにつながるような費用である。その他に保護観察・サービス・フィーというものがあり、150ドルくらいだ。

賠償金とか観察官費用とか薬物の欲求のアセスメントをする費用や、薬物事犯の人のための費用、につながるような支払いを求めることもある。ほとんど対象者は払わない。しかしHOPEの場合は、保護観察官との面接を通じてみんなだいたい払っている。

(9) チェリル井上保護観察官との質疑応答

質問1 日本では、保護観察官は権力をあまり持っていないのですが、ハワイではどうなのか。

答2 HOPE以前、こうしなさい、ああしなさい、とこっちが一生懸命やろうとしても全然言うことをきいてくれない人がいて非常にやりにくかったが、今は、ただ武器、権力を手に入れただけではなく、非常に強力、強調することができるようになって上手に武器を使っていきながら徐々に一緒にやっていくということができるようになって非常にやりやすくなった。

質問2 HOPEを課せられた場合の対象

答2 ハワイでは累犯、再犯すると刑がどんどん重くなっていくという州法になっているので、保護観察の遵守事項違法をしたということで対応した方が本人にとっても、それが新しい薬物事犯となり、さらに繰り返したということで罪が大きくなるということを避けられるので、保護観察違反ということで手続きされるということに関して本人たちも、助かっているという部分が結果的に出てきている。

質問3 初犯の人の場合の考慮は。

答3 ディフェアメントと言って、初めて捕まった人が自分に罪があると認めたとしても、判事がそれを受け入れずに意図的に猶予を設けて、その猶予の結果次第でレコードが消える、有罪という記録が残らないということがある。

質問4 その場合起訴はしているのか。

答4 起訴はするが有罪宣告はまだうけていない。

もしそのまま猶予の間に何も悪いことがなければそれで終わりになって記録も残らないで有罪は確定しないで司法的なものはすべて終了して HOPE などにのることもない。

逆に罪名を変えて各々に各々の罪で起訴猶予をつけることができ、その起訴猶予に保護観察をつけることができるので、HOPE の場合だと、起訴前の人たちも保護観察にのることがでる。

(10) シドニー中本保護観察官による HOPE の説明

HOPE のことをいろいろ聞いてきたのだと思いますけども、チェリル保護観察官のユニットでは、HOPE だけを取り扱っている。私のユニットではすべての保護観察に関することを取り扱っており、HOPE もやっている。

もともと、この HOPE が始まったときは、チェリル氏のところだけが HOPE を取り扱うというようなスペシャルユニットになっていた。それから4、5年経って、ペッパーダイン大学が研究をした頃から普通の保護観察の部署も一緒に HOPE を扱うようになった。なぜなら、私たちのセクションというのはもっととても大きかったからだ。彼女たちは、70~80 ケースを持っていたが、私の方では180 ケースを取り扱っていたので、こちらの関係なく両方で HOPE を同じように、早くて確実に一貫して比例しているやり方をするようになった。

保護観察官が判断するのではなくて、判断は判事がする。HOPE というのは、あくまでもひとつのピース、セクション、部分ということになる。私の理解では、おそらく皆さんたちは日本で民間の団体としてドラッグの問題に関わっているのだろう。なぜなら、日本では、あまり政府が回復や介入に関してあまり関心を強く持っていないと理解をしているからだ。一方、ハワイでは、エビデ

ンス・ベースト・プロセスと言って、証拠があって科学的に実証されたプロセスというものが大事にされていてそれを基に取り組んでいます。

ペッパーダイン大学という HOPE の非常に良い調査研究を出したところが、一般の保護観察と HOPE の保護観察の結果を比べた。シドニー氏は、その対象群にされていた人たちを扱っていた人だ。調査研究をするのに HOPE の人と普通の保護観察の人を比べる。普通の保護観察が 108 人、HOPE の保護観察が 78 人、どちらも同じような人たちが選ばれた。その人たちが HOPE の保護観察と普通の保護観察をやった場合と結果がどうか、という調査研究をした。

科学的に実証されたものに基づいたプロセスというのがとても重要なのはなぜかという、それによって変化をどうもたらすのか、という認識の変化から行動の変化にどのように繋げていくのか、ということを知るのに役立つからだ。今、資料をコピーしたものをお持ちしているが、変化することを全然受け入れられない段階からどういう風に考え始めて行動に変えていくのか、ということはどういう風な段階で変わっていくのか、ということをおこなう資料を基に説明したい。

こちらで資料としてあるのは、まずシンキング・レポート、思考の報告というか思考の表現というようなやり方がある。それはまずどういった思考、考えがあって感覚感情を持って、それが今度はどうやって態度、信念に影響して、これがどういう風な行動に結び付くのかというのをその段階、認知、認知脳、認知から行動への変化のパターンを書き出すというようなやり方だ。それともう一つが、認知に関するケース・プランというのがある。そういうものを使いながら介入している。

(11) スミス検事及びデュランテ公設弁護人との質疑応答

(スミス検事)

質問1：HOPE のクライアントのみを扱っているのですか。

答1 私はメンタル・ヘルス・コートの仕事もしている。その中にもいくつかスペシャルなプログラムがある。その一つが HOPE。もう一つはドラッグ・コート(月曜日)。もう一つはメンタル・ヘルス・コートだ。メンタル障害のある人を引き受けている。もう一つ新しいものとして、退役軍人コート(veteran court)も担当している。軍経験があって、たくさんの方がメンタル・ヘルスの問題を抱えている。メンタル・ヘルスの問題がある上にホームレスになったりすることもあるし、薬物の使用もあったりもする。

HOPE が 1 週間のうち 4 日間あるのでほとんど HOPE に費やしている。たくさんヒアリングも毎週スケジュールとしてある。

(デュランテ)

質問2 公設弁護人はどのような仕事をするのか。

答2 公設弁護人はお金のない人だけを弁護人としてサポートする。HOPE コートで私選弁護人も見たかもしれないが、HOPE に来る人たちはほとんどに公設弁護人がつくことが多いです。

(スミス)

質問3 何人の被告と関わっていますか。

答3 200~300 人と今被告として関わっている。全く遵守事項違反がないので、ほとんど関わりがない人もたくさんいる。だいたい HOPE の中の 10 パーセントの人たちが問題を起こすことがあるが、逆に残る人たちというのは良くやっている。

HOPE コートで取り扱うケースというのは、通常 30~50 ケースある。

スミス検事による解説

皆さんからいただいた日本の薬物事犯者対策の概要の書面を見たが、日本では初犯の人は何も監督を受けなくて解き放されるというのは本当なのか。ただ単に釈放するだけではない何かを探すためにここに調査しに来ているのだろう。HOPE は、いろんな形のモニタリングがあるし、いろんな形のスーパーバイジングもあるし、それが再犯を減少させている。

HOPE に来ないで保護観察期間だけという人はなかなかいない。HOPE ではなくて保護観察だけという人には問題を起こさない人もいるけれども、問題を起こす人もいる。また戻って来る人もいる。そういう風にやっていく中で HOPE に繋がっていく人たちもいる。普通の保護観察から HOPE に移行するといったこともあり。

もちろん普通の保護観察だけで HOPE ではない人たちもいる。HOPE に入っていない人たちは、保護観察中に問題を起こすと罪が長くなり、実刑が長くなるということがおこっている。

被告人にとっても、素早く結果が出るというのは本人にとっても学びやすいだろうと感じている。

私のクライアントもよく言っている。スーパービジョンがなかった時と比べて HOPE ではすぐに介入があるので良い。

実は HOPE は失敗を慣用的に受け入れているところだ。回復には介入が必要なはずだ。回復を待たずに刑務所に入っているというのは、刑務所のベッドを一つ余分に使っているというように私は考える。そこのベッドにただいるだけですごくお金がかかるのに、回復も受けなくているというのは間違っているという風を感じている。前進していくということを考えた時に、三歩進んで二歩下がったとしても、それでもその人は結果的に前進しているわけなのだから、そういうものだという風に考えて、でもそれは前進しているという風に考

えるのが正しいアクションに対しての正しいやり方だと思う。しかし失敗する人もいる。私はそういうことに協力するし、そう理解もするし、弁護士も保護観察官もみんながそういう理解をした上で、保護観察の遵守事項を守れないという事態になったら、それはもう刑務所に入れられても仕方がないと思う。

もう一つ大切なことは、いかに回復に繋げていくか、ということだ。例えば、今日のケースにもあったが、身柄拘束を解いたらきっとその人は規制薬物を乱用してしまうというような人の場合は、身柄拘束を解かないで、身柄拘束を解くときには入寮施設に入ったときなのだという道筋を作って、施設や回復につなげるようにしている。そういうのが私と検察のやり方だろう。一番目の例えばプログレスということを大事にしています。進化、進捗ということだ。

一番目だが、例えば、自分で回復ができるのだ、という場合には、とにかくモニタリングして、尿検査で陰性が出続けるのであれば、トリートメント、回復のプログラムの有無は問わない。二番目のレベルとして、もし尿検査で陽性が出るようであれば、回復のプログラムが必要なのではないかと促している。三番目として、尿検査をしても再使用が繰り返される時は事前にアセスメントして、より適切な回復のプログラムとこのことを考えていくことになる。

質問4 何回違反したら刑務遺書に入れられるのか。

答4 決まった数はない。3回逃げたからアウトというような確定したものはない。ケースによって状況によって異なる。例えば、初めて違反した、初めて逃げたという人であっても、実は普通であれば、初めてなので短いサンクションで出られるというようなことがあっても、状況によっては長

めのサンクションを受けるということもある。例えば17回使った、違反したといってもまだHOPEの保護観察に残っている人もいます。なぜならば、大麻を何回も吸いましたと言って申告して対応していればもう少しモニタリングするということであれば、スリーストライクでアウトになるというような決まったルールあるわけではないからである。

例えば、アクションに対する心理学的なアプローチというのを考えたときも、それはすごく個別的なものが必要だ。例えば、初めての違反で、自分は回復しなくてははいけないとスイッチが入る人もいれば、15回再使用を繰り返して、自分いかにプログラムが必要なのかということに気付く場合もある。そういうわけで、判事もそういうことを判断しながら、その人にとって適切な判断とこのを下すようにしている。スーパービジョンを受けながら回復を受けたりすることができる、そういう利益が被告にもたらされるのがこのプログラムの特徴だ。

州にとっても被告にとっても両方に違う意味合いだが利益がある。一方では、このHOPEプログラムのために身近でモニタリングができるという良さもあるし、クライアントにとっては保護観察官と連絡をとることができて実刑を免れるという利益を持つことができる。

HOPE コートのもう一つ大きな特徴は、例えば私は前に重罪の裁判に関わっていたのだけでも、その被告たちというのは、いろんな社会資源にアクセスできるチャンスがなかった。一方、HOPE コートの参加者は、保護観察官を含めて、回復を含めて、バスなどのトランスポーターションを含めたりするなど、有効的な資源がもたらされるというのもHOPE コートの特徴だ。

スーパービジョンをずっとやれるというのはいろんな利益がある。本人たちは責任がどこにある

のか自覚するようになることに始まって、回復に向き合うことを考えて自己肯定感が高まって行き、家族関係や社会性をとりもどして行くことがある。

これが HOPE コートの特徴だ。対象者の中には、アルム判事に自分が HOPE のプログラムで回復していくことに感謝をして、お礼をする者もいる。

最後に伝えたいことは、対象者が最後にアルム判事に「私の人生はあなたが助けてくれた」と言った時に、アルム判事が、「ちがう、すべてあなた自身が自らを助けたのだ」と言ったことだ。私はアルム判事の素晴らしい反応だと思った。

質問 5 公設弁護人と検察官はそれぞれどのくらいの時間被告人と話し合いをするのか。

答 5 朝だ 2～5分話す。裁判前とちょっと違うが、もうすでに有罪のチャージを受けている人たちで、アルム判事からは保護観察がどういうものなのかというのを警告されている。私は保護観察の遵守事項違反をしたらどういうことになるのかという書類を作っていく。ヒアリングのときに言い争うことは基本的にない。この話し合いは、これからどうするのか、回復について話をする。その被告とは次に違反するまで会うことはない。より長期的な回復が求められる人になると、より高い頻度で会うことになる。E メールや手紙でやりとりすることがあるが、ときどき本人がオフィスに来ることもある。被告人のたくさんの情報よりも、保護観察官が誰かということや、どの回復プログラムなのか、回復する意思があるのかを確認している。

被告が否認したときは話が異なる。それはあまり起きないが、より長い時間を費やすことになる。そうなる裁判的な様相を呈してくる。そうなることはとてもまれだが、目撃者の証言に立つ人が出てくることもある。公設弁護人の私の仕事としては、だいたい1日2時間は施設と話したり保護

観察官や被告人と話したり、4～5時間は裁判所で仕事をしている。

質問 6 被告から本当はやっていないのだけでも、認めてしまえば罪が軽くなって良いですかと聞かれたときにどう対応しているのか。

答 6 薬物に関わらず一般的なことと同じかもしれないが、日本でも本当はやっていないのに認めた方が良いという場合もあると思うが、職業倫理上、本人がやっていないのならば、私はそれを弁護士として応援する。先月毎週だいたい200件ケースがあり、800人のうち2人が否認した。もし、認めたらそっちの方がベターだったりしますかと聞かれた。一件は本人が本当に否認して、提出した書類などに違反があったということを指摘した。もう一件に関しては裁判官がこれは本当にやっていないと判断してくれた。

ある時、覚醒剤の陽性反応が出た人がいた。その結果、本人と話した後、一緒に同乗していた人が吸っていたというケースだった。彼は吸っていない、間接喫煙だった。実験室における厳密な鑑定では、陽性反応を認めた。規制薬物を使う人と一緒にいるというのも違反だ。さきほど、判事が違反ではないと認めたケースは、処方薬を飲んだためにそれに成分が含まれていたという何の問題もないケースだった。一方、こちらは彼が飲んだのは処方薬と似ているものだった。理由はガールフレンドが処方薬を彼にあげた時に、彼女が昔処方された薬を渡したという話だった。ガールフレンドは、彼にそれを伝えていなかった。

それは本当っぽかったのです。彼女が処方されたものというのは、より強い成分のものだったのです。一方で遵守事項違反もあって、それは自分が処方されていない薬をとったという意味では違反だった。ただ、裁判として認めたのは、自覚したわけではなかったもので、違反ということにはな

らなかった。こういうケースは月 800 件近くの非常にまれなケースだ。

質問 7 対象者が尿検査に現れなかったさきほど傍聴したケースについての質問。彼は毎朝 4 時に電話をして、その日の検査対象かどうかをチェックしていた。たまたま彼の時計が 4 時を指していたので彼は電話をかけたが、彼の割り当てられた色ではなかった。その日彼は仕事に出かけた。保護観察官が午後 2 時過ぎに電話して「あなたは尿検査に現れなかった」と言った。「彼は呼ばれていなかった」と答えた。実際の所、彼の時計が狂っていて午前 4 時 2 分前に電話をしてしまって、その日の色が変わっていなかったことを裁判所に説明した。それは無実な純粋な人間のミステイクだった。尿検査の日時を過失によって誤解したさきほどのケースでも拘置所に拘禁されるのか。

答 7 このようなケースであっても HOPE では制裁の対象となる。彼に課されたのは本当に最小限の罰だった。ただ、そうはいつでも、裁判所としてはコートとしては罰を与える必要がある。一度許されると、それが言い訳に使われるからだ。このような経験をすると、人は責任感をもってスケジュールを管理するようになって行く。こういったスキルというのは、本当に本人にとっても良いものとなる。学校に行っても、仕事や家族においても、きちんとタイムスケジュールを管理することは大切なので、本人にとっても良いスキルとなる。

時々あるのが、本人ではなくガールフレンドにその日の色のチェックを頼む場合がある。そうした事例については注意を促している。なぜなら彼女が罰を受けるのではなくて参加者が罰を受けることになるからだ。

テープ対応の色の告知の電話は、毎朝 4 時から次の日の午前 4 時になる直前まで聞くことができ

る。例えば、仕事に熱中して電話をするのを忘れてしまって午後 2 時をすぎて電話した場合でも、今日の色だったとわかって、次の日の朝早くに保護観察官に電話をすることができるのでそういう風になっている。

先ほどの、時計が遅れていて色を間違えた人のことを言えば、テープは色も日付も言っているのだから、電話をかける時間を間違えたと言っても、日付をちゃんと確認しなかったわけだから、その責任は被告人にあるので罰の対象になった。

例えば先ほど話に戻るが、彼女やお母さんに代わりに電話をすること頼んで、聞き間違えが起こった場合に、参加者は良く「自分の母が」と言うが、裁判は自分のことは自分で責任を取るように教育する場になる。自分の仕事を母や彼女にしてもらおうということが間違っていることを学んでもらうことになる。

質問 8 尿検査はどれくらい正確にやっているのか。

答 8 男性は男性の保護観察官、女性は女性の保護観察官の前で下着を脱いで、性器を出して尿を出してもらっている。時々尿をもってきて、それはいかにも出しているようにする人がいるが、それは見られているのでごまかせるということはない。

尿も、まず温度が確認されて、次に人間から出たものかそうではないものかが確認されるのと、たくさん水を飲んで薄めようとしているのかどうかというのも尿を採取するときに確認している。

また、尿検査をだますための器具、例えば性器とかの道具を使ってそれを出そうとしているのではないかということを裁判所は監視して見抜こうとしている。

(12) 尿検査担当者の話

とにかくクライアントは毎日必ず電話をしなくてはいけない。どんな言い訳もできない。ときどき、電話が手元になかったとか電話するチャンスがなかったなどいろいろ言うてくるが、そういうことは一切認められていない。

きめられた日に出頭しないで済むのはその人が死んだときだけだ。

まず各参加者に9色のうちから1色を割り当てる。赤色がまず一番リスクが高い参加したばかりの人に割り当てられる色で、一か月の間に少なければ3回、一番多ければ5回尿検査に呼ばれることになる。

もしプログラムが必要な人だとアルム判事が判断すると、赤か青の色が割り当てられる。一番検査の頻度が低いのは白。ブルーは真ん中。白になると、月に1回から3回。特にホリデーシーズンになると、検査の頻度を上げている。

裁判所の尿検査担当官は男性4人、女性2人の6人いる。

彼らがまさに尿検査で当事者の尿をしているところを確認するのも担当官の仕事だ。ホリデーの後2～3日の間には赤の人は必ず呼ぶようにしているし、週末の後の4日以内の間には必ず呼ぶようにしている

(13) HOPE 卒業生の話

今までドラッグだけじゃなくて自殺念慮もあった。IDを盗んだり、いろいろな犯罪に関わって捕まったりもした。

ドラッグ・コートは卒業したが、実はそれまではどんな保護観察も保護観察期間を全うしたことはなかった。

私は保護観察期間中もシステムをよくわかっていたので、例えば、この日に面談があるとわかったら4、5日間薬を使わないようにして、ちゃんと尿検査のときには結果が出ないようにして、そ

のようにコントロールしながら保護観察を乗り切り対応してた。

しかし、HOPEは全く違うものだった。HOPEは毎日電話をしなければいけないし、自分で責任を持って保護観察の指示に従わなければいけなかった。

HOPEの間は保護観察官が私のことに関心を持ってくれていることがわかった。私の暮らしぶりとか、状況が良いかどうかというのを気にかけてくれていた。当時私は仕事を3つ持っていて、子供がいたが、そのようなことも含めて私がどんな状況なのか大丈夫なのか、というのをすごく気にかけてくれる保護観察官だった。

自分の考えなんてなくて、今が楽しければ何でもいいみたいな状態にずっとなっていた。

保護観察官は、私がまた子供たちも含めて家族と一緒になるということに関してもすごく手伝ってくれた。

保護観察官が本当にストレートに自分にいろいろ話してくれた。あなたがこれまでしてきたことはどういうことなのかとか、自分がこれからどうするのか、というのを考えさせるようなことをストレートに言ってくれた。それはすごく良かった。自分は3つの仕事をしていて、それは車関係の仕事が2つで1つがシェルターで働いていた。そういった仕事もしているし、道で警察に会って今は挨拶もできるし、自分の後ろに警察がついてきているのではないかっていうことを考えたりするようなこともしないでよくなった。

たくさんの当事者がHOPEの説明書読んでいたときに、これは大変だ、これに従ってやっていくのは大変だ、というように言うけれど、でも私にとってはそんなことはないと思った。

昔はNAに通っていたこともあって、その時にももうどうでもいいような状況になっていることがどうでもよくなってくる、という状況とか、NA

の正直であるべきだ、というのをすごく思い出すことがあったが、今は HOPE プログラムに9か月間通っているが、一回も尿検査で陽性が出たことがないし、一回も保護観察官との面接に遅れたこともすっぽかしたこともない。そのため一度も高著に入れられたことがない。仕事もずっと続けているし、家族ともずっと一緒にいるし9か月間そうやって今は過ごしてきている。

HOPE のプログラムはとても機能的なものだと感じている。壁の周りを歩くのも壁の中に入るのもそれはその人が自分で決めることなのであって、プログラムがそうさせるとかということではない。私にとって、HOPE というプログラムは本当に上手く機能するので失敗しようがないものだという風を感じている。もし自分が真剣に誠実にそこに取り組んでいけば、失敗することはないプログラムだと思っている。

もし誰かが私の犯罪歴とかの記録を見れば過去のいろいろな犯罪を知ることにはなるでしょう。でも私は、今はすごく道徳的にモラルな市民として税金も払っているし仕事もしているし地域に、社会に貢献しているし、そういう生活を私は送っている人間です。

プログラムが終わってから、お酒も飲んでいませんし、薬もやっていません。

先ほど言ったばかりですけど、犯罪歴を見たらすごいことになっているかもしれないけれど、今は働いて税金も払って地域に貢献しているし何も恥ずかしくなく顔をあげて道を歩くことが今はできる市民です。

質問1 アルム判事のことをどう思うか。

答1 私は一度も何も違反をしていないので会ったことがない。一か月前に HOPE のプロモーションで成功している参加者の写真を撮りたいと言わ

れた時に、初めて判事に会った。

質問2 HOPE プログラムに通っているときに薬の渴望を感じたことはあったか。

答2 渴望を感じたことはあったし、これからもずっと感じ続けるだろう。悲しいことかもしれないが、それはそういうものだと自分で受け入れているし、時々今でも、朝目覚めると、薬を使った、そういう夢を見て、目覚めることがある。それは本当にストレスになるけれども、でも、それが自分のしてきた道だからそれはそういうものだと思うている。自分はもう薬を使わないようにするために、例えば娘の写真をいろんなところに、置けるところどこにでも置いている。車にも置くし、たばこの箱の裏にも置いたりしている。私は置けるところにはどこにも置いて、そうやって子供のこともとも思い出して自分の欲望、渴望が出てきたときに乗り切っている。

今でも例えば手に汗をかいてきたとか体の変化が出てきたりすると、ちょっと悪い状況になってきている、と自分で感じるができる。でも、そうなったときに今私にはとても良いサポートシステムがある。それは、今までは行っていたわけではないけれど、日曜日の教会に行ったりすることや、ガールフレンドだったり家族だったりとかそうやって自分がそういう状況になって、これはやばいかもしれないという状況になったときに助けを求められるシステムが自分の中に今はある。

質問3 NAには行っていますか。

答3 今3つの仕事をしていて、9時から仕事が始まって時々朝の3時とか4時くらいに終わることがあったりもするのでNAに行く時間はない生活スタイルだ。

(NAメンバーのティナの解説)

アディクトの中でも、よく彼のようなことがあ

って、最初は NA に参加するのだけれども、NA からだんだん教会とかに繋がって行って、NA には行かなくなるけれども、毎週日曜日に教会に行って、そこでスピリチュアルなサポートを受けたりすることができるので NA から教会にシフトしていくということはよくあることだ。

質問 4 それまで自分を助けてくれるシステムとかかわりはなかったのか、今持っているものは HOPE によるものなのか。

答 4 かかわりは HOPE より前はそういうものはなかった。HOPE によってそういう風になったということだ。HOPE が始まる前は、自分には男兄弟がいるのだけれども 2 人とも収監されているような状況で、自分もよくなかったし、その当時のガールフレンドも病気だったり薬を使っていたりしているようなそんな状況だったが、今 HOPE に入った後にできたガールフレンドは薬も使わないし、教会にも行くし、お酒も飲まないし本当に一緒にいて楽で、保護観察官とも、おかげで前のような薬を使うような仲間ではなくて、そうでないベターなフレンド、そういう仲間とつるむようになったと言われている。自分でなんとか解決していかなければいけない、乗り出していかなければいけない、という風に感じるようになった。他にも保護観察官から言われたこととしては、自分は最初それを言われたときには、そういわれたのが好きではなかったけれども、誰かを求めて落ち着こう、ガールフレンドなどの関係性を持って落ち着こう、誰かを、とにかく相手を見つけてそういう風になろうとするのに飽きてきたのではないかと、と言われて独身だし、独り身だし、都合よく手軽に相手を見つけようとするというのは飽きてきたのではないのか、という風に言われて、ああそうだな、自分はちゃんと向き合いながら自分が落ち着き、良い関係を持てる相手を探して、そこで関

係を続けていくというのが自分にとって良いことなのだろう、という風に考えるようになった。

本当に自分の保護観察官に感謝している。保護観察官は、本当に私個人として向き合ってくれた。私個人の人生に入り込んで来てくれて、それをどういう風に直して変えていったら良いのかというのを、一緒に考えてくれた。自分が何を望んでいるのか、自分の欠点をどういうことなのかということ、を、すごくいろいろと質問などしてくれ、尋ねられながら自分で考えを深めていくような、そういう深まりだった。保護観察官はそういった自分が今までやってきたこととは違うやり方で自分を変えていってくれた。

質問 5 今も HOPE プログラムは続いているのか。

答 5 9 か月前に HOPE プログラムは終了した。

質問 6 それまで色で呼び出しが来て、電話をかけて、出頭して、尿検査をして、というのをどのくらい続けたのか。

答 私は 5 年間のプログラムの判決を受けたのだけれども、最初 1 年間は連邦収容所に入っていた。それを出て 4 年間は HOPE だった。4 年間は毎日電話をして尿検査を受けて、時間よりも前にそれを提出したし、保護観察官との面接のときには時間よりも早くそこに行って会うようにしていた。

もし、HOPE プログラムに入っていなければ、10 年の実刑を受けることになっていた。私は 5 年の HOPE を選んだ。それは良い選択だった。

質問 7 アメリカの刑罰が重いのかもしれないが、10 年の刑期というのは一体何をしたのか。

答 7 私のやっていたことの中には身分証、人の ID を勝手に作る、偽造する、人の偽造パスポートを作るというものも含まれていたもので、それは罪が重い犯罪であるので 10 年という判決を受けて

いた。

質問 8 薬物犯罪として何か刑罰は言い渡されていたのか。

答 8 10 年はすべて ID 偽造の方だけで薬物の方は一切含まれていなかった。そうは言っても私はドラッグを使っていたのでドラッグを使っていなかったという話ではなかった。

(卒業生)

最後に日本で HOPE という素晴らしいプログラムが始まるようになったら素晴らしいと思う。それには、保護観察官との関係性がすごく大事な役割で、みなさんがそういった当事者のことに興味を持ってそういう関係性を持ってくれる、そういう保護観察官がいてくれて、そういう風に HOPE プログラムというのが日本で展開されたらきっと素晴らしいのだろう、という風に思う。

(14) HOPE 参加者の話

質問 1 どのようにしてドラッグ・コートにのることになったのか。

答 1 10 年以上覚せい剤をやっていた。当時、2009 年頃だが、自分は悪い仲間とつるんでいて、自分は車に乗って仲間が家に強盗に入ったのだが、その時その家の前で自分は待っていて、それは自分の車だったので、そこに警察がやって来た。その後、私の家に警察がやって来て、矯正局の方に入れられることになったが、実は私の父が矯正局の大臣だったので、矯正局が自分を矯正所からドラッグ・コートに移してくれた。それは自分に前歴が何も無かったので、そのような配慮があったのだろう。

ドラッグ・コートで私に指示されたことは、定期的に尿検査をして、毎週ドラッグ・コートに出頭するということだった。最初、ウィリアム判事

が担当でしたが、後にアルム判事に代わった。

他に指示されたのは、被害弁償することだった。自分の友達と自分が盗んだ分を賠償しなければならなかったのだが、それが合計 4000 ドルだった。

ドラッグ・コートのプログラムが自分に課されたのは 2 年間だった。従って 2011 年に終わった。

その頃には自分のお金は払い終わっていた。卒業するためにはそれも払い終わっていないといけないということが求められていたからだ。

他にも自分が課されていたこととしては、毎日電話をして、尿検査をちゃんと実施する日にはしなくてはいけないことと、ミーティングに参加するというので、自分の住居もソーバー・アンド・リビングハウスに移った。

ソーバー・アンド・リビングハウスにもいろいろと門限とかあったり、規制があって、例えば最初の段階では門限が午後 7 時、それがしばらくすると 10 時になって、今度 11 時になったりすることがあり、携帯電話も持たせてもらえないでローカルな電話しか使えないなど、そのような取り決めがあったりする。

僕の場合、ラッキーだったのは、仕事をしていたので、そのまま仕事を続けられた。仕事をするということもドラッグ・コートで求められていることだし、もし仕事がなければクラスに出なければいけなかった。そのクラスももちろん悪いものではなくて、自分の誤った考えだとかを考え直してくれるなど、いろいろ良いものでもあるのだけど、自分は仕事をしていました。

私には 2 人のカウンセラーがいた。一人のカウンセラーは、主に経済的なことに関してのカウンセリング、つまり、どうやって賠償金を払っていくのか、などを話す相手だった。もう一人が、回復に関するカウンセラーだった。

もう一つ、私がこのドラッグ・コートのストラクチャーで好きだったことは、まさに今ある私を

作ってくれたことだ。もしドラッグ・コートにのっていなければ、私の実刑、判決はおそらく 5〜10 年というものが下されたと思っている。

もう一つドラッグ・コートの良かったところは、ドラッグ・コートを卒業したので犯罪歴がクリーンになったことだ。

ステージ 3 に私が進んだときに、ソーバー・アンド・クリーンハウスから自分の家族のところに帰ることが認められた。

質問 2 ドラッグ・コートを利用したら犯罪歴がクリーンになったというのはどういうことか。

答 2 いくつかトラックがあるのだが、私の場合は前の犯罪歴がなかったのでトラック 2 というものにのった。トラック 2 というのは、ドラッグ・コートのプログラムが終わると、今回の自分の犯罪歴がクリーンになるというものだった。

もし過去に犯罪歴があった場合には、違うトラックにのっていたので、おそらくその場合だと消えるということはなかったのかもしれない。

質問 3 アルム判事の話では、ドラッグ・コートはリスクが高い人、なかなか治らない人が対象ということだったのだが、今の話だと、あなたは何も違反がなかったのにいきなりドラッグ・コートに入れられたという感じがするのですがやはり薬物に対しての依存の度合いが高かったのか。

答 3 私も正直な話わからないところもあるのだが、もしかしたら父が矯正局長だったからなど、そういうのが作用したのかもしれない。

(15) HOPE の評価研究⁹

HOPE 型保護観察と通常の保護観察を比較した研究では、保護観察官によってハイリスク群と判断されたクライアントが HOPE に割り当てられ、通常の保護観察を受けた対照群よりも開始時の薬

物検査陽性率、面接欠席率は悪い。しかしながら 6 ヶ月後の陽性反応率は 91% 減少し、面接の欠席率も 85% 減少と、驚異的な好結果が報告されている。

3 ヶ月後の調査の結果、開始時には薬物検査で陽性が出た者の割合が 53% と、半数以上を占めていた HOPE 型のクライアントのうち、6 か月後の陽性反応者の割合は 9% と大幅に減少し、減少率は 83% だった。開始時の陽性者率が 22% と比較的良好だった比較グループでは、逆に陽性反応者の割合が 33% に増加している。

驚異的な好成績ゆえ、HOPE に基づいたプログラムはこの 9 年間でアメリカでは現在 16 州 40 箇所以上で実施されるようになった。

3. 日本で HOPE を導入する方法

(1) はじめに

筆者らは実際に HOPE コートを傍聴したり、HOPE コート修了者の体験談を聴いたりして、刑罰の執行は必ずしも刑務所で行う必要はなく、遵守事項をきちんと守らせることができるのであれば社会内処遇だけでも十分可能であることを目の当たりにし、目の覚める思いをした。

日本では刑罰の目的は第一義的には応報であり、執行刑の範囲内で社会復帰を目指すとするのが通説の見解であるが、日本の憲法及び法律に刑罰の目的規定は存在しない。

この点で参考となるのがイタリア憲法 27 条 3 項の「刑罰は人道的取扱いに反するものであってはならず、受刑者の再教育を目指すものでなければならない」という規定である。イタリアでは刑罰の目的が社会復帰目的であることが憲法上の要請となっている。

薬物自己使用等事犯者が薬物の再使用をしないようにするのが刑罰の目的であると解すると、懲役を科すことだけに目を向ける必要がなくなる。

日本の刑事司法制度においても、積極的に保護観察付執行猶予の運用がなされれば良いことになる。

(2) 再度の執行猶予規定(刑法25条の2)の改正について

そのためには、厳格すぎる執行猶予の要件を緩和する必要があり、何度でも保護観察付執行猶予を言い渡せるようにし、刑務所収容は保護観察の遵守事項に何度でも違反し改善の見込みのない者だけでよいとするべきことになる。

その一つの方法として、刑法の一部改正で対応するのであれば、執行猶予中の再犯者に対する再度の執行猶予の要件である、「前に禁錮以上の刑に処せられたことがあってもその執行を猶予された者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。」(刑法25条2項)を、但し書きを削除して、何度でも保護観察付執行猶予刑を言い渡せるようにしておかないと、社会内処遇は初犯あるいはごくごく例外的に2犯目にのみ言い渡せるものでしかなくなってしまう。また、「1年以下の懲役又は禁錮の言い渡しをした時」にしか再度の執行猶予を付けることができないという部分も、たとえば、「3年以下の懲役又は禁錮の言い渡しをした時」としておかないと、事実上、社会内処遇の実施は初犯者に限定されてしまう。もちろん仮釈放時にも刑の満期まで保護観察が付けられるが、実務上は、薬物自己使用等事犯で1年以上にも及ぶ仮釈放期間がある者はほとんどいない。そこで仮釈放制度の積極的運用を薬物自己使用等事犯者に行うことが考えられる。もっとも薬物自己使用と事犯者に対しては、次に検討する刑の一部執行猶予制度が立法されたので、以下検討する。

(3) 刑の一部執行猶予制度の活用方法についての提案

平成25年6月13日に交付された刑の一部執行猶予制度を含む刑法等の一部改正法(平成25年法律49号、50号)によって、薬物事犯者に対しては、執行猶予中の再犯者であっても、累犯者であっても、裁判官が判決言い渡し時に、実刑部分と保護観察付執行猶予部分を言い渡すことが可能となっている。現時点で施行されていない法律であるし、具体的な運用方法が示されていないので、この新しい制度がどのように活用されるかは未知数であるが、私は次のように活用することを提案したい。

残刑期間主義を採用している日本では、満期出所者に対しては保護観察を付けることができなかった。そもそも満期出所になるということは、引受人も帰住地もなく、あるいは、服役中に規則違反を繰り返して仮釈放の対象とならなかった人たちが、もっともアフターケアが必要な人たちがそのまま野放しになっていた。刑の一部執行猶予制度が施行されると、こうした人たちに対して3年以下の懲役を言い渡すときには判決言渡の時点で、社会内処遇の期間を設定できるという利点がある。

また、薬物自己使用等事犯者に対しては、従来は執行猶予を言い渡すことが法律上できなかった累犯者(懲役の満期から5年以内の者)や、年間数名しか再度の執行猶予付き判決が言い渡されていなかった覚醒剤の執行猶予中の再犯者に対して、以下に述べるように、運用次第では実刑部分を限りなくゼロにして、保護観察付執行猶予期間を確保できるという利点がある。

刑の一部執行猶予制度に対しては、執行猶予期間が付け加わることで自由の制約期間が長期化し、責任主義に反するとする意見があるが、こうした

意見は刑罰を重くする改正は改悪であり、軽くする方向の改正しか許されないとするものでしかない。なぜこれまでの薬物自己使用等事犯者に対する量刑のあり方が間違っていたとは考えないのだろうか。私は再犯防止に必要な処分を義務づけることができるかどうかを重要だと考える。

起訴猶予や、単純執行猶予だと、自由の身になった後でプログラムへの参加を拒否した者に対して対応できなくなる。せっかく問題が発覚して検挙されたのに野放しにするだけでは社会復帰目的に反する。

回復プログラムを拒否した時の制裁が用意されていなければ、自由の身になった瞬間にやっぱりプログラムはやらないということになりかねない。私はこの14年間にそういう人を何人も見てきた。

そこで保護観察を付すことができる刑の一部執行猶予制度のあるべき運用方法について検討したい。

法務省保護局の説明では、懲役の実刑部分と執行猶予部分の比率を2：1とする説明（例 被告人を懲役2年に処す。ただし実刑部分は1年6月、残り6月は執行猶予2年とする）しか見受けられないが、私はケースによっては実刑部分を限りなくゼロにし、執行猶予部分を保護観察期間と同一にすれば、自由制約期間を長くしないで済むと考える。

たとえば、「被告人を懲役1年6月に処す。ただし実刑部分を1月とし、未決勾留日数中30日を本刑に算入する。残り1年5月については執行猶予1年5月保護観察付とする。」

という判決を言渡せば、判決言渡しと同時に釈放されて、社会内で保護観察を受けさせることができる。現行法の仮釈放制度（刑法28条）は刑期の3分の1を経過しないと仮釈放にできないと規定しており、さらに実務上は少なくとも刑期の3分の2は経過していないと仮釈放にならないことか

ら、刑の一部執行猶予制度は運用次第ではこれまでより刑務所での服役期間を短くすることができる。

そうすることで、先程の例で言えば、社会内で1年5月のプログラムを義務づけることができ、プログラムを拒否した者に対してのみ執行猶予を取り消して懲役1年5月を科せばよいということになる。

回復プログラムを拒否することに対する制裁が用意されていないと、自由の身になった瞬間に行くのをやめるということになりかねない。単純執行猶予判決が言い渡された瞬間にプログラムを拒否し、その後に覚醒剤をめっちゃ使いして覚醒剤精神病になり、殺人を犯し、心神耗弱の認定で実刑となって服役した人もいる。

そもそも覚醒剤がなぜ法律で厳しく規制されているかを考えなければならない。覚醒剤乱用者を野放しにしてしまうような方法は避けなければならない。

（4）薬物検査の実施方法についての検討

社会内処遇を行う上で必須なのが、薬物検査である。検査があるということは人の意志に働きかける強力な抑止力となる。

ところで簡易検査で一番問題となるのは、陽性反応が出た際の対応である。薬物自己使用罪の規定がないアメリカとは異なり、プログラム参加中の覚醒剤使用も犯罪となる日本では、新たな犯罪としてではなく遵守事項違反として治療プログラムを義務づける特例法を創設するという方法も考えられよう。

また、現在の懲役刑だけでは薬物犯罪の再犯防止に不十分なので、強制力を持つ刑事司法手続の中で薬物依存症治療を義務づける方策についても、治療処分の導入等検討する必要がある。

この点、現長野保護観察所長の生駒貴弘氏が大

阪保護観察所堺支部長当時に執筆した論文の中で、薬剤師に薬物検査を業務委託し、陰性の結果を確認するとともに、健康相談・服薬相談等を実施し、対象者の断薬を支援していこうとする提案がある¹⁰。仮に陰性の結果が確認できなかった場合にも、薬剤師には警察等への通報義務を設定せず、委託先の保護観察所に結果報告を行うだけで済むようにしようとする提案である。この結果報告を受けた保護観察所は、薬物使用に及んでいる可能性がある対象者を把握（スクリーニング）し、改めて一定の期間において、陰性結果を示すことを達成課題とする薬物検査を実施するための出頭指示を行う。出頭した際には、薬物検査と面接調査、アセスメントを行い、必要な処遇を判断するように設定していこうとするものである。

刑事司法手続と病院やダルク等の援助側の機能は、前者が薬物乱用を阻止するための抑止力となることが期待されている、強制力を持つ作用、後者が薬物を止めることを支援する治療・回復的な強制力のない作用である。

現在のわが国では、両者の連携はあまり見られていないという問題がある。抑止力だけでは薬物乱用は阻止できないとともに、治療・回復機関の機能だけでは、止めようとしなない者はそこにつながらない。この点、下総精神医療センターの平井慎二医師は、15年前から、両者がうまく連携するための方法として、∞連携を提唱している¹¹。

両者は、社会を平安の保ち、繁栄を支えるために機能する者であり、薬物の需要を削減させようという点では共通の目的を持っている。刑事司法手続は、犯罪を行った者に対して罰を与え、再度、罰をうけないために再犯を回避させる効果を発揮して、上記目的を達成しようとする。

一方、援助側は対象者の逸脱した行動を調整するために働きかけ、対象者を社会に適応させる効果を発揮して前記目的を達成しようとしている。

対象者を目前としたときの各専門職の態勢は、刑事司法手続と援助側の間に違いがあることを理由として、両領域が相互に関係を持って効果を高める方法を、どちらか一方の態勢に他方が合わせてはいけない。そうすれば、片方の機能が損なわれ、その領域の存在価値が低減してしまうからである。刑事司法手続と援助側の連携において効果を高めるためには、両領域うち有効な要素を保持して、対象者の処遇に当たらなければならない。つまり、まずは他方に影響されずに独立して自らの機能を発揮し、対象者に十分な対応ができない領域については、自らの機能を可能な限りに疎外しない方法で、不足している機能を他方の領域から得て補う必要がある。

ここでまず検討すべきは、援助側の刑事司法手続側への、薬物検査の陽性反応についての通報義務についてである。援助側が、もし警察に対象者の薬物使用を直ちに通報するような体制を持つとするならば、そのような援助側機関には規制薬物の乱用者は来なくなってしまう。規制薬物を使用して逮捕されるようなところのこのこ出てくる者はほとんど想定できない。そうすると、精神科病院や民間の薬物依存症者の自助的回復支援組織であるダルクが、治療・回復プログラムを求めてやってきた規制薬物乱用者を通報することは、自らの機能が果たせなくなっていくことを意味する。

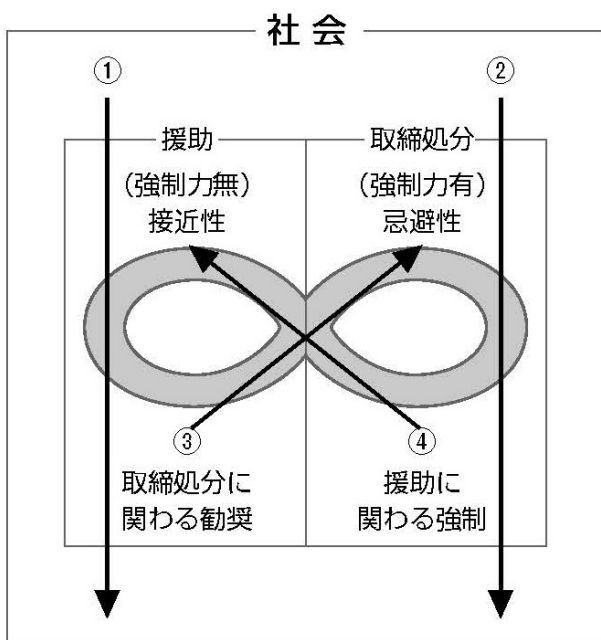
逆に警察が、規制薬物の乱用者を発見したのに、治療中だから見逃してやろうなどとしたならば、自らに期待されている薬物乱用防止の抑止力を発揮できないことになる。

社会の中には役割の違う組織が存在しているのであって、平井慎二が研修会で良く例にしているように、子どものサッカーのように、一つのボールを全員が一緒に追いかけてゴールキーパーまでが相手のゴールまで出張っていくような方法は、その分、の防御が手薄になってしまうことから非

常に非効率なのである。

薬物需要削減対策についても全く同様のことがいえる。わが国では、諸外国では考えられないようなことが一部で行われている。すなわち精神科医が規制薬物の乱用を発覚した時に捜査機関に通報するというものである。

そこで次のような方策が提唱できよう。



上図において、①は精神科病院やダルクの機能を示している。②の取締処分とは刑事司法手続きの各機関の機能を示している。両者はそれぞれの機能を独自に果たすのであるが、いくら治療・回復プログラムだけ提供しても、規制薬物を止めようとならない者に対しては、取締処分側の持つ抑止力を活用する必要がある。つまり援助側から取締側、特に警察や麻薬取締官という規制薬物乱用を取り締まる者の面接指導を受けるような設定が効果を奏することになる。この点、下総精神医療センターにおいては、月に一度、警視庁組織犯罪対策第五課の警察官と関東麻薬取締部の麻薬取締官という逮捕権を持つ捜査官が同センターを訪問し、患者の中で面接を希望する者と任意に面談するという活動をしている。捜査官との面談は、

患者本人にとっても強力な薬物乱用防止に向けた抑止力となるとともに、捜査官と定期的にあっている者の所に売人が接触しづらくなるという効果も期待できる。このように援助側といえども、治療・回復プログラムだけ提供していればよいと言うだけではやめる気のない者に対して効果を発揮できないのである。

また、④の矢印は、援助にかかわる強制であるが、現行法下ではほとんどこの部分は手薄になっている。そのため、NPO 法人アジア太平洋地域アクション研究所がこの14年間、特に薬物事犯者の保釈中の制限住居、ならびに仮釈放中の帰住地に、ダルクや精神科病院での受け入れをコーディネートすることが業務として成り立っている。刑の一部執行猶予制度が施行されると、仮釈放者に対しては④の部分が刑事司法手続きによって実現することになるが、今後、法施行までの間にさまざまな社会資源の創設が急務となっている。

(5) 問題提起

私は保護観察付執行猶予は、単純執行猶予とは根本的に異なり、執行猶予期間中の保護観察を強制力を持って実施できる社会内処遇であると考えている。現在の実務では、記述の通り、覚せい剤事犯の執行猶予者に1割程度しか保護観察が付けられていないが、病識がなく否認するという特徴を持つ薬物依存者に対しては、治療・回復プログラムの義務付けが何よりも必要である。

もとより刑事司法手続とはかわりなく、自らの意志で問題を解決するために自発的に精神科病院やダルクに登場する薬物依存者は、そうした援助側の機能によって、治療・回復プログラムを実施すればよいのであるが、義務付けがなければ治療・回復プログラムに乗れない人たちに対しては、プログラムに乗せるための強制力が必須となる。

この点、刑事司法手続と援助側機関の違いは、

強制力の有無であることから、社会にとって様々な害悪をもたらす規制薬物の乱用者の乱用行為を抑止するためには、特に、意志の力だけでは自らの行動を抑止できなくなっている薬物依存症者に対しては、強制力を持って治療・回復プログラムを実施できるのは刑事司法手続なのである。

そして、治療・回復プログラムの必要な者を選別するには薬物検査が必須であるとともに、社会内で継続して治療・回復プログラムを実施するためには、社会内にとどめ置いておくための方策が求められている。HOPE はハワイで社会内処遇もやり方次第では有効な再犯防止機能を果たすこと

を証明している。わが国においても、保護観察制度を最大限活用すべく、短期間の身柄拘束を活用しながら厳しく運用しながらも、刑務所にできるだけ入れないで、援助側の治療・回復プログラムを義務づけることができるような手段をさらに検討していきたい。

今回の研究にあたり、助成していただいた日工組社会安全財団に感謝の意を表し、研究成果報告書を結びたい。

以上

覚せい剤事件の執行猶予率

(昭和50年～平成24年)

年次	総数	執行猶予付	執行猶予率 %	内訳) 単純猶予率 %	内訳) 保護観察付 猶予率	保護観察付 執行猶予者数	
		単純+保護 観察付				裁量	必要
50	4,896	2,892	59	79	21	437	163
51	6,948	4,136	60	80	20	632	206
52	9,296	5,235	56	79	21	870	251
53	11,682	6,359	54	77	23	1,175	295
54	12,629	6,543	52	77	23	1,226	308
55	14,050	7,183	51	76	24	1,462	288
56	15,146	7,460	49	73	27	1,796	252
57	15,863	7,313	46	73	27	1,742	239
58	15,491	7,050	46	73	27	1,689	187
59	15,843	6,798	43	76	24	1,527	134
60	15,480	6,458	42	76	24	1,417	121
61	14,867	5,896	40	77	23	1,267	104
62	13,842	5,403	39	76	24	1,203	74
63	11,668	5,327	46	77	23	1,110	95
元	10,003	4,655	47	80	20	871	68
2	11,183	3,959	35	80	20	729	64
3	10,766	4,654	43	79	21	910	48
4	11,180	4,717	42	79	21	921	47
5	10,612	5,185	49	79	21	1,042	53
6	12,776	5,072	40	80	20	948	57
7	14,211	6,276	44	82	18	1,072	56
8	14,633	7,277	50	83	17	1,188	38
9	12,585	7,681	61	83	17	1,233	37
10	12,815	6,519	51	83	17	1,088	16
11	14,933	6,354	43	84	16	988	13
12	14,196	7,452	52	85	15	1,105	21
13	13,273	6,787	51	85	15	976	13
14	12,170	6,198	51	88	12	743	5
15	10,640	5,623	53	89	11	627	6
16	12,088	4,633	38	89	11	495	4
17	11,303	5,202	46	89	11	546	1
18	10,687	4,923	46	91	9	434	2
19	10,196	4,530	44	91	9	389	3
20	10,260	4,304	42	91	9	380	3
21	10,824	4,119	38	89	11	432	2
22	10,808	4,366	40	89	11	473	1
23	10,425	4,385	42	89	11	489	3
24	10,425	4,149	40	89	11	450	2

※ 平成25年版犯罪白書CD-ROM 資料4-3 覚せい剤取締法違反 通常第一審における有罪(懲役)人員(刑期別)から作成

¹ ここに言う再犯率とは、覚せい剤取締法違反の前科のある率という意味である。警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課『平成 26 年上半期の薬物・銃器情勢』（2014）p.6

² 付録 「覚醒剤事件の執行猶予率」 参照。

³ 現在、初犯者に対して義務付けのあるプログラムは、地域社会においては保護観察付執行猶予者に対して特別遵守事項として義務付けられることがある「覚せい剤事犯者処遇プログラム」だけである。

⁴ 平成 23 年度厚生労働科学研究「薬物乱用・依存等の実施把握と薬物依存症者に関する制度的社会資源の現状と課題に関する研究」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/torikumi/dl/index-05.pdf> によると、わが国の規制薬物の生涯経験率は覚醒剤で 0.4%（イギリスは 11.9%）、大麻で 1.2%（アメリカは 41.90%）であり、日本の約 30 倍経験率が高い国があることが示されている。

⁵ 森村たまき「アメリカ刑事司法における薬物治療プログラム： 拘禁から治療へ（藤本哲也先生古希記念論文集）『法學新報』117 号 pp.824-833 参照。

⁶ 拘置所は原語では jail と言い、未決の被告人あるいは刑期の短い受刑者を収容する刑事施設を意味する。ハワイ州第 1 巡回裁判所では、オアフ島コミュニティー矯正センター（OCCC=Oahu Community Correction Center）という拘置所を保護観察の遵守事項違反者に対して利用している。

⁷ ドラッグ・コートについては、石塚伸一編著『日本版ドラッグ・コート』参照。

⁸ The National Center on Addiction and Substance Abuse at Columbia University, Behind Bars II: Substance Abuse and America's Prison Population, 2010, p.1

⁹ Angela Hawken, Mark Kleiman, “Managing Drug Involved Probationers with Swift and Certain Sanctions: Evaluating Hawaii’s HOPE”, U.S. Department of Justice

¹⁰ 生駒貴弘「講師研究会 更生保護における薬物事犯者対策の展望と課題」『矯正講座』33 号(2013)pp.41-55

¹¹ 尾田真言・平井慎二「規制薬物乱用者への対応体系の在り方」『Animus』(2012)71 号 pp.5-12